国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

現行		改正	改正理由
目次 (略)		目次 (略)	
本則		本則	
第1章 総則		第1章 総則	
(給与の種類、計算期間及び支給日)		(給与の種類、計算期間及び支給日)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
給与の種類 給与の計算期間	計 給与支給日	給与の種類 給与の計算期間 給与支給日	
(1) (略) (略)	(略)	(1) (略) (略)	クロスアポイ
(2) (略)			ントメント手
特地勤務手当に準ずる手当			当を新設する
(略)	(略)	<u>クロスアポイントメント手当</u>	改正
		(略) (略)	
2 (略)		2 (略)	
第4章 諸手当		第4章 諸手当	
(管理職手当)		(管理職手当)	
第23条 (略)		第23条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
表(1) 一般職俸給表(一)		表(1) 一般職俸給表(一)	
職務の級 適用区分 手当額		職務の級 適用区分 手当額	
(略) (略) (略)		(略) (略)	管理職手当の
6級 (新設) (新設)		6級 <u>II種</u> <u>83,100円</u>	適用区分を追
(略) (略)		(略) (略)	加する改正
(略) (略) (略)		(略) (略)	

(学位論文審查手当)

第37条の3 (略)

支給対象者	手当額
東京農工大学学位規程第10条第2項、第11条第2項	(略)
及び国立大学法人岐阜大学学位規則第9条第2項に規定	
にする審査委員(審査手数料を納付するものに限る。)	

(新設)

(期末手当)

第38条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解 雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇 され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同 じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手 当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月 額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給 の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月 額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じ て得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定 める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額 に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じ

(学位論文審杳手当)

第37条の3 (略)

支給対象者	手当額
東京農工大学学位規程第10条第2項、第10条の3第	(略)
<mark>2項、</mark> 第11条第2項及び国立大学法人岐阜大学学位規則	
第9条第2項に規定にする審査委員(審査手数料を納付	
するものに限る。)	

府共同獣医学 専攻(論文博 |士) の審査委 員を追加する 改正

> ントメント手 当を新設する 改正

学位論文審査

手当の支給対 象者に、農学

(クロスアポイントメント手当)

第37条の4 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人東京 クロスアポイ 農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程に基づき、民 間企業とのクロスアポイントメント制度が適用されている職員に 支給する。

2 クロスアポイントメント手当の支給について必要な事項は、別 に定める。

(期末手当)

第38条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解 雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇 され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同 じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手 給与法の改正 当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月 額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給 手当の支給率 の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月 額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じ て得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定 める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額 に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じ

に伴い、期末 を引き下げる 改正

て得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額を基礎として、100分の128.4を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、100分の108.4を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

(表は省略)

3~5 (略)

て得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額を基礎として、100分の127.5を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

(表は省略)

3~5 (略)

附 則(令和3年4月1日経規程第9号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。